

## 綾瀬市庁舎広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第16条の規定に基づき、基本要綱に定めのあるもののほか、基本要綱第2条に規定する資産である綾瀬市庁舎（以下「施設」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩)

第2条 施設に掲載することができる広告の色彩については、掲載場所周辺との色合いを損ねないものとする。

(広告の掲載方法等)

第3条 施設への広告の掲載方法は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載の方法は、塵、雨水、汚れ等を除去できるフロアマット上に広告を表したもの（以下「広告マット」という。）を設置する方法及び内壁に広告を掲示する方法によるものとする。
- (2) 広告の掲載方法は、通行等に支障がない方法によるものとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 施設への広告の掲載位置、規格、掲載期間及び広告掲載料については、別表のとおりとする。

(広告掲載の申請手続き等)

第5条 施設への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、綾瀬市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）第24条の規定による行政財産使用許可申請書（第5号様式）、行政財産使用料減免申請書、綾瀬市庁舎広告掲載申込書及び図案と掲載希望位置を示した広告案（以下「申請書等」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書等が提出されたときは、速やかに内容を審査して、その適否を決定し、その結果を公有財産規則第25条の規定による行政財産使用許可書及び綾瀬市庁舎広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査に基づき許可決定をする場合において、当該決定に係る一つの広告枠について、申請書等を提出したものが二つ以上あるときは、当該申請書等を提出したもののうちから抽選により、広告を掲載することができるものを決定する。

(広告内容の修正等)

第6条 市長は、前条第2項に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所があるときは、その修正を申込者に求めることができる。

(広告の作成等)

第7条 申込者は、第5条第2項の審査後（前条の修正の請求があったときは、修正後）に自己の負担により広告を作成し掲載するものとする。

2 広告マットの作成数量については、洗浄時における交換用として1箇所あたり最低2枚作成するものとする。また、広告マットの洗浄における交換周期については2週間毎とし、交換及び洗浄にかかる一切の費用については、広告マット申込者の負担で行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 公有財産規則第25条の規定による行政財産使用許可書及び綾瀬市庁舎広告掲載決定通知書により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載を開始する10日前又は市が指定する期日までに、納入通知書により、広告掲載料を納入しなければならない。

(掲載の停止)

第9条 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、広告主と協議し、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。

この場合において、広告掲載料の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の許可を取消すことができる。この場合において、広告主が生じた損害の責めを負わない。

- (1) 広告主が、公有財産規則第39条に該当したとき。
- (2) 広告主が基本要綱第10条に該当したとき。
- (3) 前条の規定による広告掲載の停止に広告主が応じないとき。
- (4) 第6条の規定による広告物の内容等の修正に広告主が応じないとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。

(広告の撤去等)

第11条 広告主は、広告掲載許可期間が満了したとき、又は広告の掲載許可を取消されたときは、広告主の責任において、広告を施設から撤去しなければならない。

2 広告の撤去作業等により施設の塗装等に剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状に復するものとする。

3 市長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、施設から当該広告を撤去し、施設を原状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 広告掲載期間中に広告の破損等が生じた場合、その損害が市の責任に帰する理由によ

る場合には市の責任において原状に復するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 広告主は、広告掲載許可期間が満了したとき、又は広告の掲載許可を取消された場合において、この広告掲載に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを市に対してその補償を請求することができない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

\* 広告掲載の規格等

掲載位置	規格（cm）（縦×横）	掲載期間	広告掲載料
1階西側玄関	玄関マット（90×110）0.99 m <sup>2</sup>	1年間	12,000円/年額
1階西側玄関	玄関マット（120×220）2.64 m <sup>2</sup>	1年間	36,000円/年額
1階北側玄関	玄関マット（178×390） 6.942 m <sup>2</sup>	1年間	84,000円/年額
1階エレベーター ホール	マット（90×110）0.99 m <sup>2</sup>	1年間	12,000円/年額
1階市民ホール内 壁部分	ポスター（112×253）2.833 m <sup>2</sup>	6ヶ月 （最大12ヶ月）	12,000円/月額

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市庁舎広告掲載申込書

年 月 日

綾瀬市長 様

申込者 住所

氏名

印

電話

F A X

e-mail

綾瀬市庁舎広告掲載要領第5条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

掲載希望位置	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載規格	
掲載内容	別紙のとおり
掲載料金	円

※ 決定通知書（第2号様式）の交付後、掲載料金を納入期限までにお支払いください。

綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱・綾瀬市広告掲載取り扱い基準・綾瀬市庁舎広告掲載要領を遵守するほか、次の事項についても誓約します。

（広告掲載に係る誓約事項）

- 1 市内所在の申込者については、綾瀬市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- 2 市外所在の申込者については、市民税の納付が確認できる書類を1部提出します。  
※かながわ電子入札共同システム登録者については提出不要です。  
※年度内に本市の他の広告掲載申込時に既に提出している場合は提出不要です。
- 3 その他の税についても滞納はありません。

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市庁舎広告掲載決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で、申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分

掲載します

掲載しません（理由： ）

2 掲載位置・掲載期間・掲載規格・掲載料金

位置：

期間： 年 月 日から 年 月 日まで

規格：

料金： 円

3 その他

年 月 日までに広告掲載料を納付してください。

問い合わせ先 （ ）